

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画主体	岩美町

岩美町鳥獣被害防止計画（変更）

〈連絡先〉

担 当 部 署 名	岩美町役場農林水産課
所 在 地	岩美郡岩美町大字浦富 6 7 5 - 1
電 話 番 号	0 8 5 7 - 7 3 - 1 5 6 2
F A X 番 号	0 8 5 7 - 7 3 - 1 5 9 0
メールアドレス	sangyou@iwami.gr.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という）、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ（以下「クマ」という）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	岩美町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稻	384	4,227
	野菜類など	—	—
シカ	水稻	27	297
	麦	—	—
カラス	梨	—	—
ヌートリア	水稻	—	—
アライグマ	水稻、イチゴ	—	—
クマ	柿、栗、梨	—	—

（2）被害の傾向

○イノシシ

捕獲頭数は平成27年から急増し始め、令和元年の601頭（有害捕獲頭数）をピークに横ばい状態となっているが、依然として生息個体数は増加傾向の状況が続いているものと推測される。町内全域で、水稻を中心に農作物被害が発生しており、加えて掘り起こしによる農地や畦畔、道路等への被害も発生し、被害額は増加傾向にある。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	3,980	2,350	3,240	4,710	4,227
被害面積(a)	362	214	490	428	384

○シカ

捕獲頭数が急激に増加しており、本町においても平成26年以降、捕獲頭数の増加が著しく、令和3年は過去最高の920頭（有害捕獲頭数）となっている。そのため、生息個体数も増加傾向の状況が続いているものと推測される。今後も被害の拡大が予想され、特に山間部において被害の割合が高くなっており、近年では水稻への食害が発生している。

山間部では、イノシシ用侵入防止柵からシカ用侵入防止柵への切り替えが進んでいるが、平地では、イノシシ用侵入防止柵のままである地域も多く、対策が行われていな

い地域への被害拡大が懸念される。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	350	230	350	370	297
被害面積(a)	32	21	62	34	27

○カラス

梨等の果樹被害が主に発生している。また、過去には牛舎に侵入し、牛に危害を加える行為が発生している。今後も注意が必要である。

○ヌートリア

過去には水稻、野菜類で被害が発生しており、捕獲頭数も増加していることから、今後も被害の発生が予想される。

○アライグマ

過去には果樹、野菜類の食害が発生している。住宅地周辺など生息域の拡大がみられ、家屋への侵入等の被害も発生している。今後も被害の拡大が予想される。

○クマ

被害発生地は南部の山間部がほとんどで、過去には梨等の食害が発生している。際立った農作物への被害は常態化していないが、毎年、人ゾーンでの目撃事例も多くあり、今後も被害の発生が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
イノシシ (水稻、野菜類)	3 8 4 a 4, 2 2 7 千円	1 9 2 a 2, 1 1 3 千円
シカ (水稻)	2 7 a 2 9 7 千円	1 3 a 1 4 8 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	(捕獲体制) 猟友会員に有害鳥獣捕獲許可を発行し、猟友会の協力を得て捕獲体制を整備している。 平成27年度から狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の一部を助成し、捕獲従事者の負担軽減を図っている。	(捕獲体制) 狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成制度により猟友会員は以前と比べ増加しているが、銃猟免許取得者がいない地域もあり、引き続き捕獲従事者の養成・確保が必要。

	○イノシシ、シカ 集落ごとに要望を取りまとめ、捕獲檻や箱わな等の整備費用の一部を助成している。希望する猟友会員には、くくりわなを1基配布し、捕獲体制を強化している。シカに関しては、平成25年度から緊急捕獲事業を活用し、捕獲の強化に取り組んでいる。 ○クマ 第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づく捕獲、ゾーニング管理による学習放獣及び殺処分を行なっている。また、町内小中学生にクマ鈴を配布し、被害の防止に取り組んでいる。 ○カラス 銃猟捕獲従事者へ捕獲許可を発行し、捕獲活動に取り組んでいる。 カラスの餌付けとならないよう、くず野菜、くず果実等は処分するよう指導している。 ○ヌートリア、アライグマ 一般農業従事者に対する捕獲講習会を実施し、捕獲従事者の確保を図っている。	○イノシシ、シカ 急激なシカの捕獲頭数の増加のため、捕獲鳥獣の処理（埋設）の負担が大きくなってきている。また、鳥獣の隠れ家となりうる藪等の刈り込みや緩衝帯の整備について、十分な促進がなされていない。 ○クマ 集落周辺で出没が多発する場合や人身被害が想定される場合に備え、令和4年度に策定される第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づく段階的対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。 ○カラス 猟銃を発砲できない区域にカラスが滞在しており、駆除が進みにくい。 テグスや防鳥網の設置等の対策も行なわれているが、いずれも個人単位の対策にとどまっている。 ○ヌートリア、アライグマ 特定外来生物防除実施計画に基づく捕獲従事者の登録者数及び、実際に捕獲活動を行う者が減少傾向にある。
防護柵の設置に関する取組	鳥取県鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）及び鳥取県鳥獣被害総合対策事業（単県事業）による、侵入防止柵等の設置を行なっている。また、侵入防止柵の設置が飛び地とならないよう、集団的な取り組みを指導している。	集落からの要望により、侵入防止柵で農地を囲う取り組みを行なっているが、集落間での調整が難しい地域もあり、一団の農地を効率的に囲うような、一体的な整備が進んでいない。
生息環境管理その他の取組	令和3年度から単県事業に取り組み、捕獲体制、防護体制、緩衝帯等の環境整備計画など地域住民をあげての鳥獣対策計画の作成を進めている。	防護柵の設置は進んでいるが、捕獲については、狩猟免許所持者単独で捕獲活動を行っている地域がほとんどであり、捕獲者の労力の軽減のため、地域住民の協力体制を充実させる必要がある。

(5) 今後の取組方針

○全鳥獣対象

正確な被害状況の把握と発生要因の分析を行ない、的確で効果的な対策を実施する。
また、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、速やかに対策を講じる。

○捕獲従事者の養成・確保

捕獲を担う従事者の高齢化が進み、実働人員の減少が懸念されるため、新たな従事者の育成・確保対策を推進する。また、狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の一部を助成することで、捕獲従事者の負担軽減・確保を図る。

更に監視カメラ、センサー機器、通信機器等の新しい技術の活用を進めるとともに、地域住民の捕獲に係る協力体制の充実により、捕獲に係る労力の軽減を図る。

○銃猟者の確保

農作物の被害軽減のため侵入防止柵の整備と併せ、鳥取県東部1市4町（鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭）と関係団体で平成28年度に整備した射撃場を活用するなど、銃猟者確保に努める。

○獣肉の活用

捕獲した鳥獣のほとんどが埋設等による処理が行われており、狩猟期を中心に一部が自家消費されている。その他の活用方法については、鳥取県東部で設置している「いなばのジビエ推進協議会」の中で検討していく。

【各鳥獣に対する取組方針】

○イノシシ

侵入防止対策を積極的に推進し、侵入防止柵の設置が飛び地とならないよう、集団的な取組を推進する。

また、農地と山林を明確化するため、単県事業等の実施により、隠れ家となりうる藪等の刈り込みや緩衝帯の整備を促進する。

○シカ

集団的な取り組みを推進するとともに、侵入防止柵及び緩衝帯の整備を促進する。

特にイノシシ用侵入防止柵からシカ用侵入防止柵への機能向上を進める。

また、個体数の増加を抑えるため、捕獲活動への支援を行ない、捕獲の強化に取り組む。

○カラス

カラスの餌付けとならないよう、くず野菜、くず果実等の処分を推進する。銃や箱わなによる捕獲のほか、テグスやネットの整備を推進するとともに、一斉捕獲及び追い払いにより、農作物に寄せ付けない対策を行なう。

○ヌートリア、アライグマ

防除実施計画に基づき年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

また、一般農業従事者に対する捕獲講習会等を実施し、捕獲数の増加を図る。

○クマ

侵入防止柵の設置はもとより、集落に近づけさせない取組を推進し、捕獲する場合は、第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づき実施し、集落に近づけさせない取組を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲業務について、町は岩美町猟友会と連携した有害鳥獣の駆除捕獲を行っており、今後も猟友会と連携しながら駆除捕獲に取り組む。

【猟友会会員構成状況】 56人（銃猟従事者1人、わな猟従事者52人、銃及びわな猟従事者4人）（令和3年12月末現在）

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】 117人（令和3年12月末現在（猟友会会員含む））

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ シカ カラス クマ	・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成による負担軽減及び人材確保 ・箱わな、くくりわなの整備 ・射撃場の活用
	ヌートリア アライグマ	・捕獲講習会の開催による人材の確保 ・箱わなの整備
令和5年度	イノシシ シカ カラス クマ	・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成による負担軽減及び人材確保 ・箱わな、くくりわなの整備 ・射撃場の活用
	ヌートリア アライグマ	・捕獲講習会の開催による人材の確保 ・箱わなの整備
令和6年度	イノシシ シカ カラス クマ	・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成による負担軽減及び人材確保 ・箱わな、くくりわなの整備 ・射撃場の活用
	ヌートリア アライグマ	・捕獲講習会の開催による人材の確保 ・箱わなの整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設置の考え方									
○イノシシ									
過去の実績及び近年の傾向から年間700頭を計画数とする。水稻被害が主であり、町全域で捕獲を実施する。									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲数	288	409	509	258	326	601	527	539	481
○シカ									
捕獲頭数が増加傾向にあることから年1,500頭を計画数とする。水稻被害が主であり、町全域で捕獲を実施する。									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲数	204	195	265	333	411	546	786	920	1,328
○ヌートリア									
捕獲数は減少傾向にあるが目撃情報は依然として多くあるため、年間60頭を計画数とする。地域からの完全排除を最終目標とする。									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲数	66	39	105	86	31	34	24	34	19
○アライグマ									
目撃情報及び捕獲数は横ばい状態であることから、年間30頭を計画数とする。地域からの完全排除を最終目標とする。									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲数	21	9	42	15	10	8	17	3	10
○カラス									
捕獲数は減少傾向にあるが被害等が発生しているため年間20羽とする。									
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
捕獲数	1	0	0	0	2	0	0	0	0

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	700頭	700頭	700頭
シカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
ヌートリア	60頭	60頭	60頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
カラス	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容
(岩美町全体)
○イノシシ、シカ
・捕獲手段：くくりわな、箱わな及び銃器を基本とする。
・実施予定時期：通年
○ヌートリア、アライグマ
・捕獲手段：箱わなを基本とする。
・実施予定時期：通年
○カラス
・捕獲手段：銃器による捕獲を基本とする。
・実施予定時期：6月～11月
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
イノシシ	ワイヤーメッシュ	3,000m	ワイヤーメッシュ	1,000m	ワイヤーメッシュ	1,000m
	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m
シカ	ワイヤーメッシュ	2,000m	ワイヤーメッシュ	5,000m	ワイヤーメッシュ	5,000m
	電気柵	2,000m	電気柵	2,000m	電気柵	2,000m
クマ	複合柵	1,000m	複合柵	1,000m	複合柵	1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ、シカ、クマ	・既設侵入防止柵の適正管理の指導徹底 ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び単県事業を活用した各地域における既設侵入防止柵の適切な管理の実施	・既設侵入防止柵の適正管理の指導徹底 ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び単県事業を活用した各地域における既設侵入防止柵の適切な管理の実施	・既設侵入防止柵の適正管理の指導徹底 ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び単県事業を活用した各地域における既設侵入防止柵の適切な管理の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

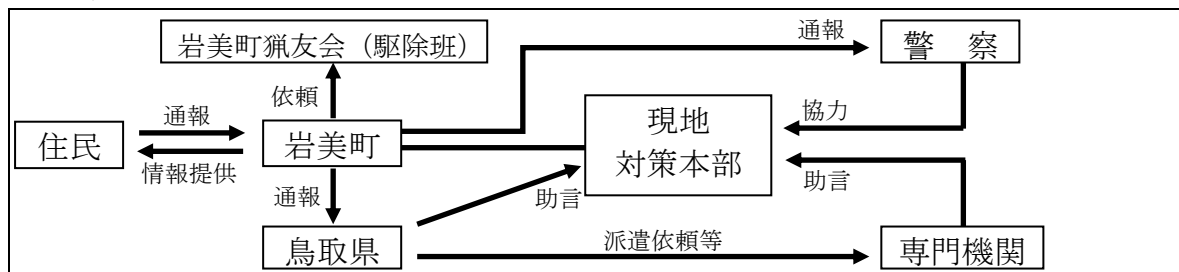
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	全鳥獣対象	・各地域における単県事業等の実施による鳥獣に強い集落環境整備のための計画策定 ・農作物残さ、放任果樹の除去及び撤去の徹底 ・緩衝帯の設置 ・町広報、防災無線等による注意喚起
令和5年度	全鳥獣対象	・各地域における単県事業等の実施による鳥獣に強い集落環境整備のための計画策定 ・農作物残さ、放任果樹の除去及び撤去の徹底 ・緩衝帯の設置 ・町広報、防災無線等による注意喚起
令和6年度	全鳥獣対象	・各地域における単県事業等の実施による鳥獣に強い集落環境整備のための計画策定 ・農作物残さ、放任果樹の除去及び撤去の徹底 ・緩衝帯の設置 ・町広報、防災無線等による注意喚起

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩 美 町	住民の安全確保対策、対策本部の設置、岩美町猟友会への駆除依頼
岩美町猟友会	駆除班の編成
鳥 取 県	対策本部・駆除班への助言等
警 察	現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動、警戒活動

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設により適切な処理を行なうほか、食肉等としての有効活用を推進するとともに、新たな処理施設の設置について検討を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	【現状】 自家消費 【目標】 食肉加工を行う業者、団体等への支援
ペットフード	【現状】 なし 【目標】 ペットフード加工を行う業者、団体等への支援
皮革	【現状】 一部の狩猟者が個人的に利用 【目標】 利用者への捕獲鳥獣の提供
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	【現状】 なし 【目標】 ・動物園への捕獲鳥獣の提供の検討 ・学術研究への利用に対する協力

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩美町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
鳥取いなば農業協同組合岩美支店	・被害情報に関すること ・被害防止に関すること
岩美町猟友会	・捕獲体制に関すること ・被害防止に関すること
岩美町自治会長会	・被害情報に関すること
岩美町認定農業者協議会	・被害情報に関すること
岩美町	・協議会の運営に関すること ・被害防止に関すること ・捕獲対策に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター 鳥取県東部農林事務所農業振興課	・全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課	・全体計画の支援に関すること
鳥取県東部地域振興事務所東部振興課	・全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名 称：岩美町鳥獣被害対策実施隊

設置年月日：令和元年11月1日

実 施 隊 員：1号隊員 町職員（実施隊隊長1名、副隊長1名、隊員数名）

2号隊員 岩美町猟友会会員

活 動 内 容：鳥獣の追い払い（現地確認等初動については町職員が行い、銃器等による追い払いが必要な場合に猟友会会員に依頼）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項